

アクティブ・エイジングリサーチセンター運営規定

2011年4月1日制定

2021年12月20日改定

第1条 趣旨

この規定は、アクティブ・エイジングリサーチセンター（Active Aging Research Center）（以下「本センター」という）の運営に関し必要な事項を定める。

第2条 目的

本センターは、子どもから高齢者までの体力、生活習慣病等に関連する危険因子（肥満、食生活、睡眠、運動習慣など）に関する科学的研究の発展に貢献し、研究成果の実用化や各ライフステージにおける適切なトレーニングプログラムを社会へ提供し、運動を取り入れたライフスタイルをより多くの人々に普及させることを目的とする。

第3条 活動

本センターは第2条の目的を遂行するために以下の活動を行う。

- 1 調査・研究活動を基にしたエビデンス（学術論文）の出版
- 2 カンファレンス、講演会の開催
- 3 機関誌「**Journal of Trainology**」の刊行
- 4 研究テーマに応じた国際交流
- 5 その他の本センターの目的に資する事業

第4条 管理・運営

本センターの研究施設・設備等を利用できる者は、本センターが必要と認められた研究者のみとする。なお、承認された外部研究者が研究施設等を利用する場合には、その研究に必要な経費は自己負担するものとし、本センターはそれらの経費を負担しないものとする。

第5条 本センターの組織

本センターに次の者を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究員
- (3) その他必要な職員

第5条 運営委員会

本センターの運営に関する基本事項を議するために、アクティブ・エイジングリサーチセンター運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

第6条 運営委員会の組織

運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 本センターの研究員
- (3) センター長が委嘱する外部委員（若干名）

第7条 委員長

- 1 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

第8条 議事

運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 専門委員会

本センターは、センターの運営および第3条各号に掲げる事業の遂行のために必要な専門委員会を置くことができる。

第10条 事務局の設置と所在

本センターの運営を遂行するため事務局は以下に置く。

〒113-0033

東京都文京区本郷 1-26-3

東洋学園大学 アクティブ・エイジングリサーチセンター事務局

担当：光川真壽

TEL: 03-3811-1696

FAX: 03-3811-1964

E-mail: naotoshi.mitsukawa@tyg.jp

第 11 条 規定の改廃

この規定の改廃は、運営委員会が行う。

附則

この規定は平成 23 年 (2011) 4 月 1 日から施行する。